

(平成24年9月20日報道資料抜粋)

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認秋田地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	1 件
厚生年金関係	1 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	1 件
国民年金関係	1 件

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA株式会社B工場における資格喪失日に係る記録を昭和43年6月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を5万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和14年生  
住所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和43年5月31日から同年6月1日まで

A株式会社に昭和37年4月1日から43年9月2日まで勤務していたが、申立期間の厚生年金保険の記録が無い。申立期間にB工場の営業部門がC事業所に一元化される組織再編があった。

申立期間は継続して勤務しており退職はしていないので、調査してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、「勤務していたA株式会社B工場の営業部門が、組織再編により同社C事業所に一元化され、厚生年金保険の適用事業所が変更となったものの、継続して勤務していた。」と主張しているが、社会保険事務所（当時）の記録では、申立人は、同社B工場における厚生年金保険被保険者資格を昭和43年5月31日に喪失し、同社C事業所における被保険者資格を同年6月1日に取得していることが確認できる。

しかしながら、当時の同僚は、申立期間について、「申立人と一緒にA株式会社B工場の営業部門で勤務していた。私も申立期間の厚生年金保険の記録が無いが、記録が欠落しているのは事務担当者のミスではないか。」と証言している。

また、A株式会社本社では、「当時の資料が無く確認できないものの、組織再編時にB工場で事務処理ミスがあった可能性が高く、申立人は申立期間

についても当社に継続して勤務し、申立期間の保険料も控除していたと思われる。」と回答している。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間において、事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA株式会社B工場に係る昭和43年4月の社会保険事務所の記録から、5万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としているが、事業主が資格喪失日を昭和43年6月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年5月31日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を厚生年金保険の資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年5月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和53年4月から同年7月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和32年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和53年4月から同年7月まで

短大を卒業した昭和53年3月頃に、母がA市町村役場で私の国民年金の加入手続を行い、同年8月に厚生年金保険に加入するまで、毎月、地区の集金担当者に国民年金保険料を納付していたと聞いている。

申立期間の保険料は母が間違いなく納付したはずなので、調査してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、「短大を卒業した昭和53年3月頃に、母が私の国民年金の加入手続を行い、毎月の保険料を地区の集金担当者に納付していたはずである。」と主張している。

しかしながら、オンライン記録及びA市町村の国民年金被保険者名簿によると、申立人は、昭和54年5月1日に国民年金の被保険者資格を取得していることが確認でき、申立期間は国民年金に未加入の期間となっていることから、申立人の母親は、申立期間の国民年金保険料を納付することができなかつたものと推認される。

また、申立期間の国民年金保険料を納付するためには、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出されていなければならないが、払い出された事実は確認できないとともに、払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立人自身は、国民年金の加入手続及び保険料納付に関与しておらず、申立人の国民年金の加入手続及び保険料の納付を行ったとする母親は、高齢のため、当時の保険料の納付状況について聴取することができない。

加えて、申立人の母親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを

示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。